

IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金応募要領(令和 6 年度)

1. 事業概要

再生可能エネルギー100%由来の電力に切り替えた者に対し、予算の範囲内で奨励金を支給することにより、温室効果ガスの排出量の削減を図り、脱炭素社会構築に寄与することを目的とします。

2. 奨励金の交付対象者

自らが契約し、かつ、居住する市内の建築物の契約電力を従来電力から再エネ 100%電力メニューに切り替えた方で、次に掲げる要件を全て満たす方が対象となります。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 供給地点特定番号ごとの申請を行っていること。
- (3) 同一年度内において、当該電力契約について、交付要綱に基づく奨励金の交付を受けていないこと。
- (4) 市税(固定資産税・軽自動車税・市民税)の滞納がないこと。
- (5) 和泉市暴力団排除条例(平成24年和泉市条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) ①か②のいずれか
 - ①令和6年度に初めて奨励金を申請する人(令和5年12月29日以降に契約電力を従来電力から再エネ 100%電力メニューに切り替えた方)
 - ②令和5年度に本奨励金の交付を受け、かつ令和6年度の交付申請時点において令和5年度の交付申請をした時点から途切れなく再エネ 100%電力メニューから電力供給を受けている人。

※初めて申請される場合、令和5年12月29日より前に、従来電力から再エネ 100%電力メニューへの切り替えが完了済みである場合は、本奨励金の対象となりません。

3. 奨励金の対象電力メニュー

環境省の「再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業」における再エネ電力メニュー審査で対象となったもの。その他のメニューでも対象となる可能性があります。環境政策室にご相談ください。

4. 奨励金の金額

1 申請当たり奨励金の額は、20,000 円です。

5. 事前申込および交付申請の申込方法・時間

◆申込方法 書類を環境政策室窓口まで持参、郵送またはメール添付にて提出ください。

◆受付時間 窓口受付は受付期間中の午前9時00分から午後5時15分まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く)

※郵送・メールの場合、遅延・不着等の責任は負いかねますので、ご了承ください。

※窓口受付時間外に到着した郵送・メールは翌開庁日の受付とします。

※先着順のため、受付件数が50件を超えている場合は、受付することはできません。

市のHP上で随時受付件数を公開しますのでご確認のうえ、事前受付を行ってください。

6. 手続きの流れ

・事前申込と交付申請の2回の手続きが必要です！！

① 事前申込	令和6年7月3日（水）～ 令和6年12月27日（金） ※50件に達し次第受付終了（先着） 申込書を、窓口持参・郵送・メールにて提出してください。
② 電力切替	市から事前申込完了通知書を郵送します。 事前申込完了者として決定を受けた日から1か月以内に電力切替の申込みを小売電気事業者に対して行ってください。
③ 交付申請	令和6年7月3日（水）～ 令和7年 3月14日（金） 必要書類を揃え、窓口持参・郵送・メールにて提出してください。
④ 審査・振込	市で審査し、交付決定通知書兼確定通知書を郵送します。 通知の郵送から、振込まで1～2か月ほどかかります。

※令和5年度にも交付を受けた方は、①②は不要です。

7. 事前申込に必要な書類

次の書類を窓口持参、郵送またはメール添付にて提出してください。

(1) IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金事前申込書兼誓約書（様式第1号）

※内容の審査を行い、問題なければ事前申込完了者として決定します。決定を受けた日から1か月以内に従来電力から再エネ 100%電力メニューへの切り替えの申込みを小売電気事業者に対して行ってください。（ただし、既に切替を行っている場合を除きます。）

※所定の期間内に切り替え申込みを行わない場合は、事前申込完了者としての決定を取り消します。環境政策室までメール、電話、窓口のいずれかにて、その旨をご連絡ください。

※交付申請を行う日までに再エネ 100 電力メニューに切り替えが完了しなかった場合は、事前申込完了者としての決定を取り消します。

8. 交付申請に必要な書類

次の書類を窓口持参、郵送またはメール添付にて提出してください。

(1) IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付申請書兼交付請求書（様式第4号）

(2) 再エネ 100%電力メニューの契約が確認できる書面の写し 又は それに代わるものの写し ※申請回数2回目の方は、①は不要です。

① 契約者名、電力メニューの名称、小売電気事業者、供給地点特定番号、供給している住所、令和5年12月29日以降の切替日（契約日）が確認できるものの写し

② 交付申請をする日を含む月からさかのぼって4か月以内の再エネ 100%電力メニューに係る電力使用量・料金明細書等 1か月分

例：7月に申請する場合→4・5・6・7月分のいずれか1か月の電力使用量・料金明細書等

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

※契約が確認できる書類の発行時期の都合で、書類提出が遅れる場合は令和7年2月28日までに必ず環境政策室までご相談ください。

問い合わせ、申請書等の提出・送付先

和泉市 環境産業部 環境政策室

〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号

E-MAIL : kankyou@city.osaka-izumi.lg.jp

T E L : 0725-99-8121（直通） F A X : 0725-41-0246